

常滑市民俗資料館

研究紀要 III

一九八八

常滑市教育委員会

常滑市民俗資料館

研究紀要 III

一九八八

常滑市教育委員会

## はじめに

常滑市の伝統的基幹産業である窯業は、幾多の先人達の手によって支えられ今日その雄姿を私たちの眼前に見せてくれています。平安時代の末期に、この地にもたらされた焼き物生産の技術が、その窯の焰を絶やすことなく一千年近くの時を経て、なおその隆盛な生命力を保ち続けていることに私たちは誇りを持つことができず。そして同時に悠久の時の流れの中で常滑に生きた先人達がどのような舵をとってきたのかということにも無関心ではいられません。今日みる近代産業へと脱皮した常滑窯業の雄姿は、けして自然のなりゆきとして到来したものではなく、時代の移り変わりの中で必死にその伝統の継承と発展を希求した人々の労苦の結晶であったと信じて疑わないところがあります。

単に製品、技術の移り変りを辿るのみでなく、それぞれの時代において、それぞれの社会の要求に応じていくために、いかなる状況下で人々が動いてきたのかという過去の姿を知ることが、とりもなおさず現代に生きる私たちの未来の一端を自ら照らし出してくれるのではないかと考えます。

当館の研究紀要もここに第三号の刊行をみるにいたりしましたが、これも常日頃より当民俗資料館の諸活動に対しまして借しめない御指導、御協力をいただいております各位のお蔭と存じここに心より御礼申し上げます。

常滑市教育委員会

教育長職務代理者

森 定 之

# 目次

常滑における轆轤技術の展開について (山田陶山) ……	1
一、近世末期の常滑における「瓶仲買衆」について (中野晴久) ……	4
瓶仲買関連資料 ……	7
二、近代常滑の築窯業について (中野晴久) ……	14
常滑市民俗資料館古文書部会解読資料集 ……	20

# 「常滑における轆轤技術の展開について」

常滑市民俗資料館友の会顧問 山 田 陶 山

製陶技術は極めて多岐<sup>うま</sup>広汎<sup>はん</sup>にわたりますが其の造形技術の根幹とも云うべきはロクロ技法であります。ロクロと云うものは陶業地の生まれながら子供でも一応知っておりますが又専門の陶工でも十分よくわかっておりません。工芸は工程が複雑ですから細かく分業化されていて例えばロクロ工、絵付け工、焼成工、彫刻師と云うように分担作業によって仕事を進めております。此れはほとんど常識的とも云うべく漆芸などでも同じことでもあります。もつとも卓抜した技巧家で各種の工程に通じた名人とも云うべき人物も古来稀れには有りますが此れは例外であります。

わが国の陶業の展開の跡をふりかえって見ると縄文、弥生の土器の時代を経て五世紀の半ば頃に百濟から種々の工人らと共に陶工が来て、いわゆる須恵器<sup>すゑき</sup>の製造技術<sup>せいぞうぎゆつ</sup>を伝えたことと云われております。この事は日本書紀にも記載されておりますが近年の考古学的研究による編年とも大体合致する由であります。須恵器は在来の土師器<sup>ちしき</sup>とは全く製法を異にしロクロを使って造形し窯にいでて焼成しており其の材質もかく焼けしまって吸水性もなく堅牢で耐久力があるので盛んに製造して需要地へ供給するようになり、此処に中世における産業としての陶業が成り立ってくるのであります。常滑の古窯もこれ等の技術系統を伝えるもので有ることは疑いをいれざる処で直接的には百濟<sup>ひやくせい</sup>の陶業技術を伝えたものと私は考えしております。

常滑は古代にはロクロを使って仕事をしていたことが出土品や発掘調

査によって確認されておりますが中古に廃絶してから主としてヨリコづくりの手法によって大形の器物を製造してきた土地で漸く江戸中期に至って又ロクロを使用するようになったのですからロクロ技法による製陶の歴史はごく新しいことでもあります。私は元来ロクロ工の家筋<sup>いへすぢ</sup>に生れた工人ですが若い頃に大阪に居住していて昭和十五年の春に大阪市の朝日会館で催された出土品、および伝世品による文化財展で近江の大津の旧都の遺跡から出土した数点の厨房用品をみて其のロクロ技術の美事に驚きました。これ等はいわゆる須恵器でおそらく大陸から来た帰化人の手になるものと思われませんが其の技術のしつかりしている事と、その時代の古さなど思い呆れるばかりでした。其の後、中尾万三博士の「支那陶磁源流図考」を精読したところが同博士は文献を引いてロクロの発明は極めて古く明確でないが周の頃には、すでに使用されていたことは確実である、としておられました。然るに新中国になってから古代文化の調査、研究は長足の進歩をとげ、近年の発掘によって出土した新石器時代の黒陶にすでに明らかにロクロを使用して製作した大作品があつて私自身も確認する機会をえて中国の文明の偉大なことや古代人の英知に唯々驚き嘆息するばかりでした。殷から周にわたつて陶業技術はますます進歩したようで灰釉を施こした美事な大器も出土しておりますが是れ等は大体ヨリコづくり工法で造形してからロクロによって形を整えてあるようです。

「常滑陶器誌」の著者は古い時代に常滑で使用されていたロクロは蹴

ロクロであつたように考證しておられるが現在使われているものは手廻し

ロクロです。一般に蹴ロクロは多くは朝鮮系の技術を伝えた窯場で行なわれ、手廻しロクロは中国系の製陶地で使用されているように云われております。現在使用されているロクロは何時ごろ何人によつて使い初められたか、又如何なる径路をへて伝えられたのか更に明らかでないのですが、何れにしろ常滑でも江戸中期以後ロクロを使用して茶器や花器など趣味的な品々をつくり始めました。元来原料の粘土が粘稠性、可塑性に富んでいると云う利点もあつて技術も飛躍的に進歩して名工と称えられるような人物も続々輩出してきました。稲葉高道や伊奈長三などが当地のロクロ工の先駆者とされていますが短期間に相當に技術も普及したようである『尾張名所図会』第六卷に掲載されている挿絵の「常滑陶造の図」(名古屋の画家、野村玉溪筆)をみると海辺の仕事場で老人と若い者の二人の陶工がロクロに対して急須らしき品を作っている処が描いてあります。すでに天保の初年頃にはロクロによる茶器製造も、かなり盛んに行なわれていた事は明らかであります。ロクロ仕事も当初のころは専ら小品ばかりでしたが時代の要求もあつて漸次大形の品も作製せられて来ました。大作品には自ずから小品とは異なつた技術上の制約があり因難が伴います。大形の古陶器をみると何処の産地の製品でも殆んどヨリコづくります。又は更にロクロにかけて形を修整してあるのが常套手法であります。これでは手間がかかりすぎるのでロクロで一度に挽きあげて造形することを考えてくるのは当然ですが、大物には一個あたりにも相当量の粘土が必要ですから、ロクロを回転させるにも手廻しや蹴ロクロでは到底できることでない。これは中国でもロクロ工に付随した補助工がいてロクロを回転させて二人コンビで仕事をしているようである先達有識者の視察報告書に

も明記してあります。

常滑では一つ挽きによる大器の造形について、水川茂右衛門(号玉齋)が先鞭をつけて研究に努めたようですが次いで山田陶山、富沢勝次郎が登場して明治中期にいたり大作品の造形技法を完成しました。此の間、山田、富沢等は滋賀県信楽や其の他の窯業地へ視察旅行をして各地の技法をも参考に資したようであります。この三名の業績については、昭和十五年の秋、皇紀二千六百年の祝典に際し常滑陶器工業組合から表彰をうけて招待され、且つ記念品を贈与されました。当時玉齋は九十歳の額令であつたが目に涙をうかべて喜んで由であります。

原料の粘土は明治時代以来、小鈴谷村坂井、上野間地区で良質の田土を採掘し水簸精撰して供給する專業の土屋があり舟便により搬送して常滑の瀬木の河口の岸壁に接岸して陸揚げしており、此処から各業者が手車で自家工場へ引き取っていました。別に成岩町板山地区にも製土業者があり、これは板山土と称していましたが牛車、または馬車を使って直接各製陶業者の許へ搬入していたので有ります。

ここで旧時の大器製作に際して行なわれていた装置を簡単に説明しておきます。先ず、ロクロを適当な位置に据えつけ、台座は地中に埋めて堅固に固定し、上カガミ(ロクロ上部の円板)の周囲を三センチ程ずつの間隔にあけて厚い板を張りつめて作業台をつくり陶工は其の上に座つてロクロに対して作業します。ロクロの脚部には、ハバキと称する添木を八枚打ちそえて、此処に綱をかけて、滑車二個を適宜に配置し、(滑車は水平に据え付けて其の溝に綱をとおす)補助工はロクロの前方に座つて綱を左前方へ引いてロクロを回転させる、綱はベルトと同じ性能の働きをして、緩急は補助工の心意にしたがつて自由自在であります。此の

方法は信楽その他の陶業地でも行なわれていた様ですが、常滑では此の補助工を「綱繰り」と云って大事な労働力でした。つまり大器製作はロクロ工と補助工の二人コンビでなくては出来なかつたのです。

電動力の導入、電動力によってロクロを回転させ、其のロクロの上で石膏型を使用して造形する工法を機械ロクロ成形法と称していますが、極めて能率的なので明治の頃から常滑でも一部業者の間に導入され、おもに粗製の植木鉢の製造に使用されて来ましたが高級品はすべて手挽きの工法によって作られておりました。大形の品をつくるには坏土(粘土)も沢山必要ですが、これは「土踏み板」と云って凡そ六尺角ほどの頑丈な特大の棧板の上で人力で足で踏みかえして良く練っていました。踏練された粘土は土切り鎌を使って約四貫目程ずつのサイコロ状に切りわけ、土室に積み込んでおきます。是れは古くから中国の景德鎮でも行なわれていて大変よい方法なのですが、やがて私方でも効率的でない、として真空土練機を採用しました。

山田陶山は大正の初め頃にいたり人力にかえて機械力によって大器製造の場合のロクロを回転させようと考えて当時の常滑町の太田鉄工所に依頼して緩急変速ロクロを工夫しました。当地では初めての試みですので太田氏も非常な熱意をもって努力をして下さったようです。多大な困難と多少のロスもあった様でしたが兎に角成功して好調でしたから忽ち一般業者に普及したのであります。

(S 63年2月稿)

### 補遺「原料坏土の調製と貯蔵」

山田陶山方では明治中期いらい個人作家としての作陶と一般商品の製造とを並行して行なつて来たのですが、美術としての仕事はきわめて特

殊な分野に属し主として中国宜興窯の研究を基盤として煎茶器などを製作していたのですから素材としての坏土も特殊なもので、朱泥、白泥、黄泥のほかにも烏泥、梨皮泥、緑泥など多種多彩にわたりました。何れも必要量はごく僅かずつですが土の調製法も面倒ですので総べて自家で精製しておりました。商品の方は火鉢、植木鉢、花瓶など殆どが大形の品物ですし、主として職人や弟子たち数名が毎日従事していることですから相当量の粘土を必要とします。これは前述のように坂井、上野間方面から、また一方成岩板山地区からも専業の土屋の手によって其れぞれ便宜の方法で納めて来るのですが其の全体量はかなりの体積となります。絶対に必要な原材料ですが何分にも嵩張るのと堅くなると使えなくなるので私方では「土室」へ収納しておりました。この装置は凡そ中四尺、長さ六尺ほどの面積を地下へ約五尺くらい掘り下げ、四周を築窯材料のダンマで構築して補強し、底面は煉瓦を敷きつめてセメント塗装してあります。地上部分も出入り口を一方だけあけて三方面を城壁のように頑丈に築き上げてあります。原料の粘土は此処に高く積み込んで貯蔵し、上部へは「アンペラ」(南方地域特産の多年生草本、アンペラの莖で編んだ蓆の一種)を被せておいて必要に応じて取り出して使用します。「土室」は大事な設備の一つですが小細工業者の中でも特に原料を多量に使用する業者以外は不必要ですからあまり他家では見掛けなかつた様に思われます。

以上

# 一、近世末期の常滑における「瓶仲買衆」について

常滑市民俗資料館学芸員 中野晴久

常滑焼の流通史においていわゆる問屋的な流通業が成立し、商品流通を担うようになるのは近代以降のことであり、それ以前にあっては、それぞれの窯屋が自ら船を持ち生産品を流通させていたと従来考えられてきた。<sup>注1</sup>しかし、昭和六十二年に刊行された陶栄株式会社の社史「陶栄百

年の回想」編纂事業の中でその資料収集にあたられた関一雄氏の手により一群の古文書が検出されるに及び、これまでの定見は大きく修正されざるを得ない運びとなったのであった。<sup>注2</sup>

明治十九年というきわめて早い時期に株式会社制をとり入れた陶栄社は、それ以前に組織されていた陶栄組を母胎として陶器商と船舶運漕業をもって創業したのであるが、先の古文書は陶栄社の筆頭株主で本社営業所として自らの店舗を提供した「瓶屋幸助」こと関幸助の事務所より検出されたものであった。

瓶屋幸助の事務所から発見された近世古文書の中には、陶栄組の前身であったと想定しうる「瓶仲買衆中」や「瓶仲買御連中」に宛てて出されたものがあり、この「瓶仲買」が近世の常滑地方の卸流通業者であった可能性は極めて高いと考えられるのである。

「瓶仲買」という名称は、字句通り「瓶」の仲買商人を意味する。中世後半の室町時代以降、常滑は碗、皿といった小型食器類の生産を放棄し、甕、壺、鉢という中大型製品の産地と化していったのであるが、とりわけ大型の甕を特徴とするに至っている。そして、近世の常滑におい

ては甕や壺が主要産品であったことは動かし難い事実である。そして、その主要産品を称して「瓶」という語をあてたと考えたい。従って「瓶」とは、常滑の江戸期における焼き物を甕、壺によってシンボル化した総称とみられるのである。

瓶屋幸助の事務所から検出された瓶仲買関係の古文書は、六通あり弘化三年（一八四六）、嘉永四年（一八五一）、安政六年（一八五九）、元治元年（一八六四）、明治二年（一八六九）といずれも十九世紀後半の幕末から明治初期にかけてのものである。「瓶仲買連中」とか「瓶仲買御衆中」あるいは「瓶仲買年行司」という名称が記されているのみで、当事の人名としては「ヶ条書之事」の年行司としてその名をみせる龍助と弥七のみである。しかし、明治五年に額田県物産分会社へ鑑札を願い出した十名は「私共儀是迄当所産焼物諸品売買職業仕来候」と主張しており江戸末期の「瓶仲買衆」の構成員と大差ないものと考えられる。これらの瓶仲買は、その同業者で仲間を作り、年行司を選出し組織体を維持するとともに生産者との価格協定やその他の接衝にあたったものと考えられるのであるが、先の「鑑札御願事」でみるかぎり十人中九人までが北条村の住人であることに注目させられるのである。

唯一瀬木村から加わっている鯉江佐平治は、明治六年に北条港船御改所へ富吉丸の鑑札を願ひ出ており流通業を営んでいたことが知られる人物であるが慶応二年の世木村の「惣竈仲間改名前集」の中に登場してい

る「佐平次」との関係があるいは同一人である可能性も高く、生産者としての窯屋と近い人物であったことを窺いしめるものである。鯉江佐平治でなくても瀬木村の鯉江伊三郎（方寿）や常滑村の松本久右衛門は自分の手船をもったり、常滑焼の宣伝文書を印刷したりとその流通面も内に含んでいたため常滑の卸業の成立は近代以後のことという見解が出されたものと推測されるのである。

常滑村や瀬木村と異なり瓶仲買が集中する北条村は、生産者側の惣窯連中と流通業者側の瓶仲買連中に分業する体制が遅くとも江戸末期には成立しているのである。流通部門が生産部門から独立するというこの現象の背景をさぐるためには生産のあり方を見る必要がある。

文政年間に記された「尾張洵行記」によれば北条村は竈が四立半（窯九基）生産者九〇戸瀬木村が一立（二基、先年は四基あったとされる）細工人五人、常滑村が半立（一基）八人持とあり、その窯の数だけでも北条村の圧倒的な優位性が認められる。明治四十五年刊行の「常滑陶器誌」では、庄屋から代官所への窯改めの届出をもとに元禄七年に北条村四立（八基）瀬木村一立（二基）奥条村一立（二基）であるとし、その後北条村は享保年間五立（十基）天明年間四立（八基）天保年間五立半（十一基）と推移し、瀬木、奥条は元禄七年の当事と大差なからうと述べている。「尾張洵行記」の記述と照合してみても「常滑陶器誌」の挙げている窯数はほぼ間違いないものと考えられる。そして、こうした生産面における北条村の優位性が瓶仲買の背景にあったことは見逃しえないところである。

また近世後期の三村の石高は北条村が四百七十三石、瀬木村が五百三十四石、常滑村が九百六十六石、人口は北条村九百三十六人、瀬木村五

百十二人、常滑村二千二百二十人と常滑村の社会資本の大きさは他を圧していたにもかかわらず北条村が先述の如く一步進んだ産業体制を築いていたことに注目する必要がある。

瓶仲買衆は窯屋より仕入れた焼き物を消費地へ供給する傍ら帰路において焼き物の焼成に必要な松材や松葉等の燃料を三河、伊勢、熊野あたりで買入れ常滑港へ帰るといふ燃料商の役割も担っていたようである。渥美郡赤羽町あたりの村では海岸に植えた松は防風林というよりも、むしろ常滑焼の燃料として商品的に栽培していたという伝承もあったのである。

「常滑市誌」（二六二頁）によれば、寛政二年（一七九〇）の資料で江戸廻船以外の役銀を課せられた船数は北条村三十四、瀬木村十二、常滑村九〇とある。常滑村は人口、石高とも他の二村より大きかったのと同じように船数も圧倒的である。しかし、この中には漁師の用いた漁船も含まれており海運業としての比較材料とするには一考を要すると考えられる。これに対し、元治元年の「子冬大小船御役銀御役料共御上納帳」にみる常滑村の船数は、四百石から二百九十石までの不知波船八艘、瀬取船一艘、渡海船二艘の十六艘があげられている。これに対し、慶応三年の「知多郡瀬木村御役銀附船数覚」では二百石入と三百石入の廻船二艘と四十石入の不知波船一艘の三艘が記されており、おそらく同じ頃に出されたものと推測される北条村庄屋、清水庄蔵より御船手役所に宛てた役銀の免除願には、三百九十石入と二百八十石入の廻船二艘、六十九石入の不知波一艘の三艘が記されている。北条村の船数については、市誌にひく中村家文書の数や洵行記にいう不知波船五十艘ほどという数からみて上記の数より数倍するものであったと考えられるが常滑村以上の

海運力があつたとは考えられない。

以上のような資料から考えると北条村は、当時の常滑地域三ヶ村中で最も焼き物と深く結びつき生産から流通にいたるまでけて豊かな資力を持つこともなく專業化に近づいていった経緯を窺い知ることができよう。そして「瓶仲買衆」の存在もそうした地理的、歴史的背景の中で把握されるべきものである。

また「瓶仲買衆」の実態については、まだまだ多くの疑問が残されている。そのうちの一つが船の所有と船頭との関係である。明治期の陶栄社で第二伊勢丸の船頭を勤めた文二郎は単に航海だけでなく、仲買の仕事も行っており古い時代の船頭を偲ばせる人物であるが、そうした船頭と瓶仲買との関係にはいまだ判然としない点が多く残されている。更に、清水庄蔵の願出における二艘の廻船は清水庄蔵の持船であり不知波船は弥七の持船である。弥七は、瓶仲買衆の中にその名の見える亀岡弥七であるが清水庄蔵は瓶仲買ではなく森窯、森新窯を所有する庄屋であり生産者側の人物である。従つてこの廻船と運漕業の在り方さらに瓶仲買衆との関係などはまだ残された課題であるといえよう。

注1 「窯業民俗資料調査報告2（常滑市）」愛知県教育委員会二九七五

注2 「陶栄百年の回想」陶栄株式会社一九八七

注3 鯉江俊三氏の御教示に従えば、佐平治は鯉江方救の弟である。

注4 林英夫先生より御教示を受けた。

一、條書  
 一、毫方先  
 一、件万合  
 一、月務物  
 一、何上  
 一、條心物  
 一、件万合  
 一、元治元年  
 一、年行司  
 一、物仲万  
 一、子月  
 一、其也  
 一、涉七

ケ条書之事

一、竈方先かしの事

一、仲間合之類□□致す事

一、同賦小物不里分

買入之事

一、何二よらず一統極ノ之事

右之条相心得致し萬一間背

ノ物ハ仲間合之雜用無故障可

致者也外ニ小売相場一割上之事

元治元年

子四月相極

年行司

龍助

弥七

惣仲間中

一札 弘化三年

和

今般不都合筋を仕候恐入申候早速

御願申上候處御聞濟可済可被下候段

誠以難有仕合ニ奉存候勿論己来ハ

北条村瀬木村右両村へ一切立寄

申問敷候為後日一札依而如件

弘化三年  
午六月

多屋村  
和 吉  
請人 六左御門  
瓶御仲買衆中様

瓶御仲買衆中様

私シ

一札差上申候御事

今般不都合筋を仕候恐入申候早速

御願申上候處御聞濟可済可被下候段

誠以難有仕合ニ奉存候勿論己来ハ

北条村瀬木村右両村へ一切立寄

申問敷候為後日一札依而如件

弘化三年

午六月

多屋村

和 吉

請人 六左御門

瓶御仲買衆中様

印 印

差上下一札之事

御願申上候御聞濟可被成下

段誠ニ難有仕合ニ奉存候勿論

已来ニ其御村瓶類小物類等も

無きたニ一切手指し申問敷候

為後日一札依而如件

為後日一札依而如件

多屋村

松右衛門

請人

松藏

同断

仲助

北条村瓶

瓶仲買

御衆中様

五人合 遺料之事

一、今般直上ケ一條之儀ニ付直売等  
 一切不相成様取極右ニ付志割半  
 預リ置若相背候人有之ニ御ゐてハ  
 預リ金不渡リ之當乍去金子不都合  
 之人ハ別段取替可致候若又  
 竈方衆銘々遺料之品当人  
 相對ノ上相渡し可申候尤得意先  
 之外竈方へ多分注文有之ノ節ハ  
 我等方へ引受現金ニテ売渡シ可申當但し  
 世話料として志割半可遣候 以上

明徳成心 兼仲買  
 巳正月 年行司  
 惣察御連中

差入申證文之事

一、今般直上ケ一條之儀ニ付直売等  
 一切不相成様取極右ニ付志割半  
 預リ置若相背候人有之ニ御ゐてハ  
 預リ金不渡リ之當乍去金子不都合  
 之人ハ別段取替可致候若又  
 竈方衆銘々遺料之品当人  
 相對ノ上相渡し可申候尤得意先  
 之外竈方へ多分注文有之ノ節ハ  
 我等方へ引受現金ニテ売渡シ可申當但し  
 世話料として志割半可遣候 以上

明治二年 兼仲買  
 巳正月 年行司  
 惣察御連中

差入申證文之事

一、赤瓶直段一條ニ付キ差入組出来仕候処  
 今般相談之上辰春直段ニ相成然上ハ此  
 赤瓶小物ニ至ル迄直売一切致間敷候付而ハ  
 増金一割半共元ハ半ケ年ツツ預ケ置  
 萬一相背候者有之候ハ右増金不渡ニ  
 候共故障申間敷候為後日一札依而如件  
 巳之年限リノ節ニ御座候供  
 年々初之会之節相段之上書留可中候

明治二年  
 巳正月

瓶仲買連中

安右衛門  
 源四郎  
 源七  
 仲新竈  
 卯兵衛  
 九郎右衛門  
 善吉

差入申證文之事

一、赤瓶直段一條ニ付キ差入組出来仕候処  
 今般相談之上辰春直段ニ相成然上ハ此  
 赤瓶小物ニ至ル迄直売一切致間敷候付而ハ  
 増金一割半共元ハ半ケ年ツツ預ケ置  
 萬一相背候者有之候ハ右増金不渡ニ  
 候共故障申間敷候為後日一札依而如件  
 巳之年限リノ節ニ御座候供  
 年々初之会之節相段之上書留可中候

瓶仲買連中

安右衛門  
 源四郎  
 源七  
 仲新竈  
 卯兵衛  
 九郎右衛門  
 善吉

鑑札御願事

一 今般御布令趣承知奉畏候私共儀  
 是迄当所産焼物諸品売買職  
 業仕来候附御鑑札頂載仕度  
 奉御願上候以上

知多郡北条村

以迄又  
 申十月

額田縣  
 物産分會社

- 滝田合分
- 水野龍助
- 渡邊増右衛門
- 松下孫右衛門
- 龜岡弥七
- 関幸助
- 関栄助
- 渡邊九郎兵衛
- 渡邊新兵衛
- 瀬木村
- 鯉江佐平治

鑑札御願事

今般御布令趣承知奉畏候私共儀  
 是迄当所産焼物諸品売買職  
 業仕来候附御鑑札頂載仕度  
 奉御願上候以上

知多郡北条村

- 滝田金左衛門
- 水野龍助
- 渡邊増右衛門
- 松下孫右衛門
- 龜岡弥七
- 関幸助
- 関栄助
- 渡邊九郎兵衛
- 渡邊新兵衛
- 瀬木村
- 鯉江佐平治

額田縣  
 物産分會社

明治五  
 申十月

差上申候一札之事

私に今般不都合筋を以仕候段恐入申候  
早速御願申上候処御聞濟可被成下段  
誠ニ難有仕合ニ奉存候勿論已來ニ其  
御村瓶類小物類等も無沙汰ニ一切  
手指申間敷候為後日依而如件

己酉爰云  
未三月

龍傳買  
御連中  
毫燒  
御連中

木山村  
口村主人  
御連中  
御連中  
御連中

差上申候一札之事

私し今般不都合筋を以仕候段恐入申候  
早速御願申上候処御聞濟可被成下段  
誠ニ難有仕合ニ奉存候勿論已來ニ其  
御村瓶類小物類等も無沙汰ニ一切  
手指申間敷候為後日依而如件

巳安政六

未三月

前山村

磯 吉  
同村請人 曾左衛門  
北条村同 羽右衛門  
同 伝兵衛

瓶仲買

御連中

窯 燒

御連中

## 二、近代常滑の築窯業について

—— 山本國夫氏の談話を中心にして ——

常滑窯業史の中で築窯業が專業化されたのは、大正期に入ってからのことである。そして、それ以後も山本組という築窯業者が昭和四十六年の解散に至るまで常滑の窯の大半を手がけてきたのであった。山本組の活動は、常滑地区に限らず大正期から昭和前期にかけて九州、四国、関西、関東、北海道と国内各地に拡がり、さらには朝鮮半島まで主として土管焼成用の石炭窯を築窯しているのである。

山本組は、盛時において十五人程の窯築職人によって構成されていたが、こうした專業集團の成立の背景には、平地式の石炭焼成による單窯の普及という産業史上の画期があった。

常滑焼の窯の変遷は、平安末期に始まる竈窯（かまがま）から室町期に大窯へと移行し、この型式の窯は鉄砲窯という名で大正期頃まで残り素焼窯としてその命脈を保っている。<sup>注1</sup>一方、江戸末期の天保年間より真焼物生産を目的に連房式登窯が導入され、これが明治後半期に焼成室が改良されて折衷式（石炭・薪の併用）の連房式登窯となつて常滑の窯の中心的存在となつたのである。折衷式の連房式登窯は、昭和四十九年の陶業窯の操業停止まで続いたのであるが、その操業は、地縁的紐帯で結ばれた窯仲間という共同体によって運営されており、その形態は大窯においても同様であった。

山本組の創業者、山本三一は、農家の長男に生まれ長じて窯築技術を習得し山本組を結成したのであるが、彼が大正初年に山本組を起す以前の常滑には数人の窯築職人がただで、その窯築職人も農業のかた

わら窯屋の要請に従つて仕事をするという非專業的な職業であった。山本組創業以前の築窯について詳細は伝わっていないがこれらの少数の築窯に関する知識をもつた窯築に窯仲間が協力して行なわれたものと推測しうる。<sup>注2</sup>

従つて常滑で築窯業が專業集團の手に担われるようになる背景には、窯屋の共同体的労働を超越する要因が必要であつたと考えられるのである。そして平地式石炭窯の登場こそ、その最大の要因だつたといえよう。平地式石炭窯は、連房式登窯に比べて小規模でその経営が一戸単位でも可能であること、構造的にも複雑な要素を多く含んでいる。共同体的共働の繋がりを切つて独立した窯屋が生成されたということは、それに伴ない窯の築窯件数も必然的に増化したのである。

大窯、登り窯のいずれもが傾斜地に築造されていたのに対し、平地窯としての石炭窯は倒炎式構造で煙道を介して煙突により火焰を引いて窯内に炎の流れをもたらすものである。この種の倒炎式石炭窯の試みは、常滑では既に明治十六年工部省大技長の宇都宮三郎の指導で実施されている。宇都宮は、セメント業や酒造業、化学工業等々広範な分野で西洋技術の日本への導入の路を開拓し、近代産業を育成した人物である。常滑での石炭焼成による倒炎式の平地單窯も西洋にその原型をもつものと考えられる。しかし、宇都宮の指導を受けて行つた鯉江方寿、清水守衛の試みは良好な結果を得ることができず失敗に終わった。<sup>注3</sup>そして次にこの計画を着手するのは、明治三十三年に至つてからである。陶器同業組

合の前身の準則組合は、この年、平地式の石炭焼成単窯による土管等の大型製品生産計画をその事業に組み入れ、森村組の技師、飛鳥井孝太郎の指導を受けつつ常滑陶器学校長の横井惣太郎の設計により倒炎式の石炭窯を築き試験を実試したのであった。この計画は、良好な成績を得ることができ、明治四十四年の調査では、常滑に十六基の石炭窯が存在しているのである。

大正三年の北村彌一郎博士による調査報告では、組合調として角形兩焚の石炭窯十四基と片焚の石炭窯六十四基、計七十八基の石炭窯数が報じられている。このうち六十四基あつたとされる片焚の石炭窯については、いわゆるハイカラ窯としての片焚石炭窯であるのかどうか疑問が残る。常滑にそれほどのハイカラ窯があつたという例証はない。一方、石炭焼成による平地窯の中で前焚窯として類別される通称トッチ窯という窯がある。大正二年沢田四郎兵衛によつて考案された大窯と片焚石炭窯を折衷したような構造をもつ窯である。大正三年の調査報告には、このトッチ窯の分類が設定されておらず明治四十四年に二十二基あつた鉄砲窯が大正三年には七基に減じていることから片焚石炭窯にトッチ窯とハイカラ窯が含まれていた可能性も考えられるであらう。

昭和六年愛知県内務部が刊行した「常滑地方陶製品製造工業調査」の中には、大正十三年から昭和四年までの常滑の窯の種類別窯数が挙げられている。そこで大正十四年の石炭窯をみると両焚窯六十二基、片焚窯百三十基の計百九十二基が報じられており、昭和四年には両焚窯八十六基、片焚窯百五十九基の実に二百四十五基の石炭窯が当時の常滑に存在していたのである。ちなみに、この報告には前焚窯の項が設定されており大正十四年九十三基昭和四年九十八基が示されている。この前焚窯が

そのままトッチ窯であるかどうかは尚検討の余地があるが、大正から昭和にかけての常滑陶業界は、かつてないほどの築窯ラッシュの中にあつたことは明瞭であり山本組は、こうした時流に乗じて常滑の專業的築窯業を確立していったのである。尚、付言すれば昭和四年の段階においても登り窯は十五基あり他に素焼窯四十五基、マッフル窯四基が存在したのである。

常滑は、平安末期以来大型製品の産地として壺・甕等の量産を特色とする窯業地であつた。そして明治以降は、とりわけ肉厚のしかも規格化された土管を量産することが求められたのである。必然的に窯の構造も大型製品に適したものとならざるを得ず、焼成法も種々考案されていったのである。

両焚倒炎式角型石炭窯についてみれば煙道のあり方にその配慮を窺うことができる。この種の窯では、煙道は主煙道に沿つて常滑で、「めくら煙道」と通称される副煙道が設置されている。この倒炎式の両焚角型石炭窯に不可欠であつた「めくら煙道」は、窯内の煙突と反対側にある空間に火炎が充分行き渡らないという欠点を補つたためのものである。主煙道では火炎がどうしても煙突側に片寄つて引かれるため、ダンパーの調節により主煙道への引きを弱め副煙道を開いて煙突と反対側へも火炎を引き窯内全体が均一の雰囲気となるようにすることが「めくら煙道」の役割であつた。焼成時における主・副煙道のダンパー操作は窯焚職人の経験によつて支えられており、窯焚き職人は、窯体の数個所に設けられた「のぞき」穴より窯内の火炎の色具合を窺い、焚き口への石炭の投入量を調節するとともに、先の主・副煙道のダンパー調節を行い焼成作業を進めたのである。

山本三一は、昭和八年頃に「日本耐熱」を興こし、築窯材量の生産にも手をつけている。耐火煉瓦やダンマと呼ばれる大型煉瓦の生産を実施したのであるが、こうした築窯材の専業も常滑にはかつてなかったものである。

常滑の窯は、五寸角一尺長の角柱状を呈するダンマと呼ばれる築窯材で築かれてきたと考えられるが、その初現は明らかでない。おそらく江戸期に入ってからのことと考えられるが、このダンマは昭和に至るまで専業化された業者ではなく常滑の窯屋で量の多少の差はあるが自給されていたのである。昭和六年の愛知県内務部の調査では、昭和四年三月現在で三件のダンマ製造業者が挙げられているが、それは素地の状態で売却されるものとされており、未製品の状態である。知多半島の土は、全体に耐火度が低く耐火性のある物を造るのに向いていない。古い時期には、市内大谷地区にSK32番ほどもある土があり、それを用いて良質のダンマを作っていたといわれるが、その土が枯渇して後は、常滑地域で採取される硅砂を粘土に混入し耐火度をつけてその材料としていたとい<sup>注4</sup>う。これらの築窯材では耐久性に乏しく、倒炎式石炭窯のように火屏風周辺や煙道部に集中して高温部の生じる窯の構造には適さないのである。石炭窯の普及と耐火煉瓦の生産とは密接不離の状態にあったといえよう。昭和二十年代末から常滑ではトンネル窯が導入され、さらに四十年代以後の石炭煤煙による公害問題、そして陶器にかわる代替製品の出現等<sup>注3</sup>の要素が複合し昭和五十年代には石炭窯はその命脈を断つたと見做すことができる。山本組は、こうした産業構造の転換の中で昭和四十六年に開散となった。石炭窯は、その焚き口に重油バーナーを取りつけることで延命していったが、新たに築かれる窯は、シャッター（シャトル）

キルンという窯詰め、窯出し作業の簡便な窯になり、大型製品自体も変貌していったのである。延命した石炭窯は、かつて山本組に属していた職人の独立によって補修作業や改造を行ったのである。

常滑窯業史における山本組という専業築窯業者の生成は、中世以降連綿と続いたアジア的共同体の紐帯で結ばれた集団による窯業生産の構造を転換し、石炭窯による個別経営の開始と歩調を同じくすることで西洋的産業としてのスタートを切った個別化現象の現れとして位置付けることができる。そしてこのスタートを切ったことにより今日のトンネル窯やローラーハウスキルンへの道は必然となり大型企業を頂点とする現代産業構造は透視されていたと見るべきであろう。

本稿は、山本組二代目として築窯業に携わった山本國夫氏の談話を常滑市民俗資料館学芸員、中野晴久がまとめ、その窯業史的位付けを行ったものである。本稿をまとめるにあたっては、猪飼真吾、片山忠義、竹内正一、水野平吉、山田勝治、山田陶山、各氏より貴重な情報を提供して頂いた。ここに各氏の御協力に対し感謝の意を表する次第である。

注1 明治四十五年鉄砲窯の数は二十二基あり、昭和四年にこの窯なしという記述が愛知県内務部の報告にあるが、昭和十四年、十六年頃北条の杉江庄右エ門の窯場に少数実在していたことが山田陶山氏の記憶から確認できる。

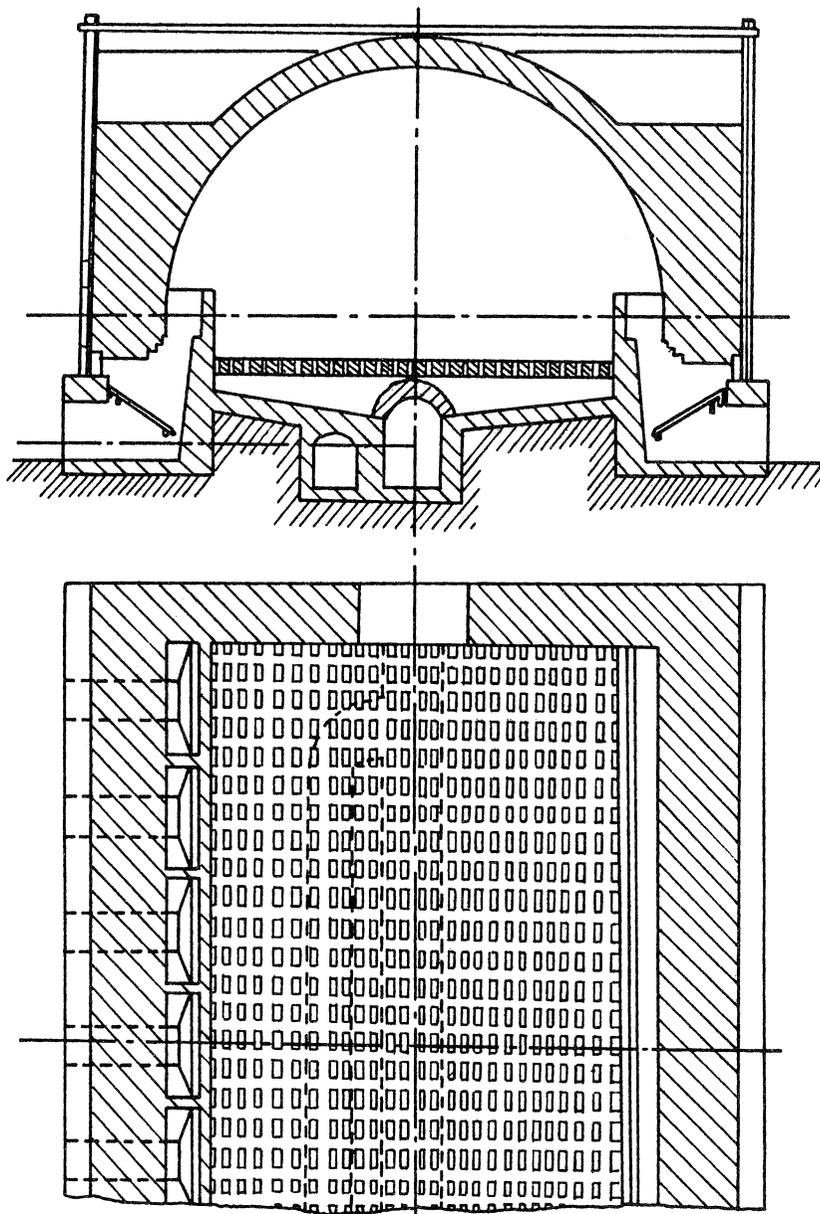
注2 昭和二十七年陶業窯の大部分が改修は山本組の手で行われたものであるが、その時でも窯仲間が人工としての役割を果たした。猪飼真吾氏談。

注3 「常滑陶器誌」瀧田貞一著 明治四十五年刊。

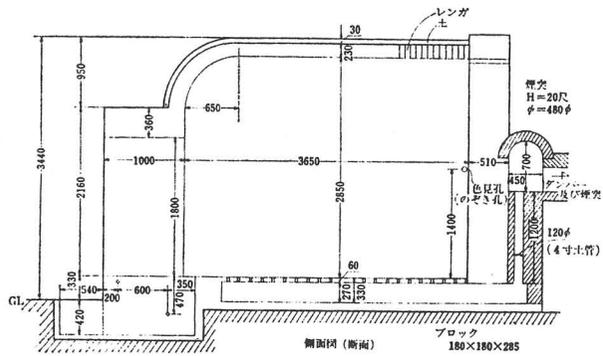
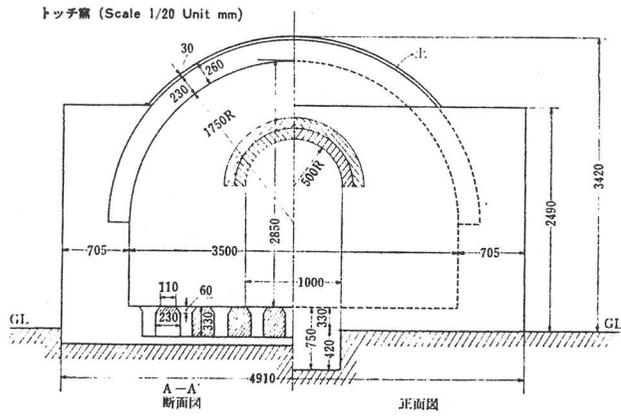
注4 注3に同じ。

注5 「工學博士北村彌一郎黨業全集」第三卷。社団法人大日本黨業協會發行  
昭和四年刊。

注6 水野平吉氏談。

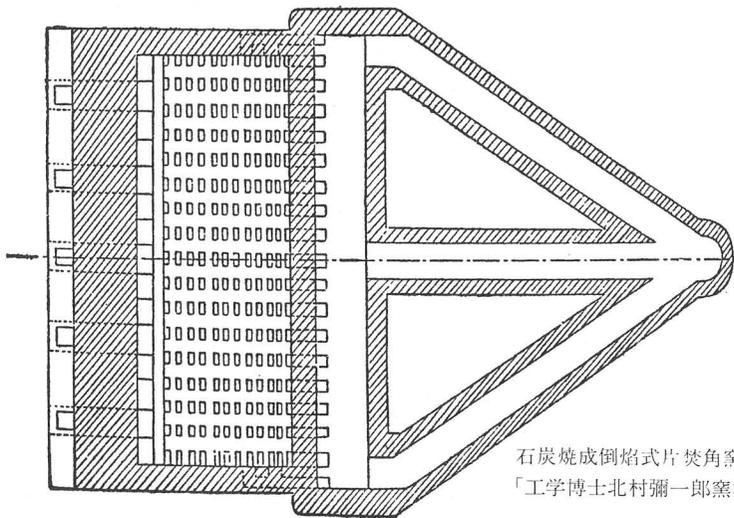
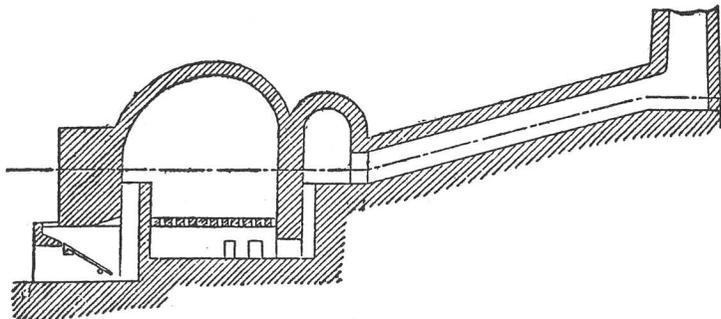


石炭焼成倒焰式面焚角室  
 「工学博士北村彌一郎窯業全集第三卷」より



トッチ窯 図 (原図・水上健氏)

「常滑窯業誌」より



石炭焼成倒焰式片焚角窯(ハイカラ窯)

「工学博士北村彌一郎窯業全集第三卷」より



津信令引高持本之覚

一 上田三畝貳拾四升 字大曾

付言石斗七升  
掬米石斗七升  
德米石斗九升八合

一 上田七畝三升 字常田

付言石斗六升六合  
掬米石斗七升  
德米石斗九升八合

一 上田四畝貳拾七升 字替口

付言石斗三升六合  
掬米石斗七升  
德米石斗九升八合

一 上田七畝拾八升 字釜淵

付言石斗三升八合  
掬米石斗七升  
德米石斗九升

拜借金引当地所之覚

一、上田三畝貳拾四分 字大曾

此高五斗七升  
掬米七斗五升  
德米石斗九升四合

一、上田七畝三分 字乘田

此高石六升五合  
掬米石斗七升  
德米石斗四升八合

一、上田四畝貳拾七分 字替口

此高七斗三升六合  
掬米石斗七升  
德米六斗七升八合

一、上田七畝拾八分 字釜淵

此高石斗三升八合  
掬米石斗七升  
德米石斗九升

一 上田式反式畝拾四升

字山之脇流之内

此高三石四斗式升九合  
德米八石五斗九升  
德米五石八斗四升七合

一 下田式反式畝廿九分

字西坊田

此高三石五斗式升六合  
德米三石三斗式升  
德米壹石三斗

一 中田式反式畝拾三分

字江南田

此高三石八斗八升  
德米七斗五升  
德米五斗壹升式合

一 下田式反式畝拾三分

字出池田

此高八斗八升

一、上田式反式畝式拾四分 字山之脇流之内

此高三石四斗式升九合  
德米八石五斗九升  
德米五石八斗四升七合

一、下田式反式畝廿九分 字西坊田

此高三石五斗式升六合  
德米三石三斗式升  
德米壹石三斗

一、下田式畝廿壹分 字江南田

此高三石九升八合  
德米七斗五升  
德米五斗壹升式合

一、中田式畝拾三分 字出池田

此高八斗八升

一 下田 壹反八畝下

同所

此高壹石九斗八升五合  
此式  
掬米六石五斗五升  
德米四石貳斗五升八合

一 中田 三畝拾六分

字八反田

此高四斗五升八合  
掬米八斗四升  
德米四斗七升四合

一 下田 九畝貳拾八分

字松淵

此高壹石九升四合  
掬米三石壹斗五升  
德米貳石貳斗七升五合

一 中田 壹反壹畝貳拾八分

字古乃

此高壹石五斗壹升六合  
掬米貳石  
德米七斗八升八合

一 下田 壹反八畝分

同所

此高壹石九斗八升五合  
此式  
掬米六石五斗五升  
德米四石貳斗五升八合

一 中田 三畝拾六分

字八反田

此高四斗五升八合  
掬米八斗四升  
德米四斗七升四合

一 下田 九畝貳拾八分

字松淵

此高壹石九升四合  
掬米三石壹斗五升  
德米貳石貳斗七升五合

一 中田 壹反壹畝貳拾八分

字古道

此高壹石五斗壹升六合  
掬米貳石  
德米七斗八升八合

一、下田九畝貳拾叁分

同所

此高卷石六升六合  
掬米壹石九斗  
德米壹石伍升八合

一、畑 七畝三分

字向田

此高式斗八升三合  
掬米七斗八升  
德米五斗五升四合

一、散田出米壹石

字たら池

掬米四石式斗五升  
德米三石式斗五升

一、敷地四斗三升貳合

此德米貳斗五升九合

一、下田九畝貳拾叁分  
同所

此高卷石六升六合  
掬米壹石九斗  
德米壹石四升八合

一、畑 七畝三分  
字向田

此高式斗八升三合  
掬米七斗八升  
德米五斗五升四合

一、散田出米壹石  
字たら池

掬米四石式斗五升  
德米三石式斗五升

一、敷地四斗三升貳合

此德米貳斗五升九合

一、上田壹反四畝貳卜 字大曾

付貳石壹斗七升  
授米貳石八斗七升  
德米貳石壹斗八升貳合

一、上田壹反六畝九卜 字乘田

付貳石壹斗四升貳合  
授米貳石  
德米貳石四升四合

一、下田壹反五畝拾三卜 字出池田

付貳石壹斗九升七合  
授米三石  
德米壹石六斗四升三合

惣高 一畝拾四石貳斗九升九合  
出米拾九石六斗三升三合

敷地共合

德米三拾石六斗七升八合

但三役下用等引去全正德米之分

一、上田壹反四畝貳分 字大曾

此高貳石壹斗壹升  
掬米三石八斗七升  
德米貳石壹斗八升貳合

一、上田壹反六畝九分 字乘田

此高貳石四斗四升五合  
掬米五石  
德米三石四升四合

一、下田壹反五畝拾三分 字出池田

此高壹石六斗九升七合  
掬米三石  
德米壹石六斗四升三合

惣高 一畝拾四石貳斗九升九合  
出米拾九石六斗三升壹合

敷地共合

德米三拾石六斗七升八合

但三役下用等引去全正德米之分

右者今般

御軍用金千両拜借仕候付爲引当差出  
申処相違無御座候以上

慶應三年卯三月

借主

平野彦右衛門

地主

吉田林左衛門

親類加判

日比 弥兵衛

同断

平野 助三郎

成瀬竹之助様

御勝手方

右之通相違無御座候依而奥印仕候以上

知多郡前山村庄屋

幸左衛門

右者今般

御軍用金千両拜借仕候付爲引当差出  
申処相違無御座候 以上

慶應三年卯十二月

借主

平野彦右衛門

地主

吉田林左衛門

親類加判 日比 弥兵衛

同断 平野 助三郎

成瀬竹之助様

御勝手方

右之通相違無御座候依而奥印仕候以上

知多郡前山村庄屋

幸左衛門

近來米穀逼迫之由、上高格化格別取実少、  
來年迫之食統甚無覺束

上高格化格別取実少、  
來年迫之食統甚無覺束

來年迫之食統甚無覺束、  
上高格化格別取実少

上高格化格別取実少、  
來年迫之食統甚無覺束

一、近來米穀逼迫高直之上、当秋作格別取実少、

來年迫之食統甚無覺束

上においても種々御心配有之候得共、何分取実少き事付、差当可然仕法も無之候□折柄□

銘々心懸夫食之多、是相成を拵へ穀物を費候儀ハ勿論致間敷儀者、申込無之候得共、猶更

心懸酒造之儀も御困米以ハ成丈、製造不為致

其、余者夫食食出一同飢餓為相凌、

候様就夫、駄菓子或阿ら粉又、微塵粉飴其外、

夫食之多、是相成一品穀物漬候品柄都而製造方、

当分見合候様可致候、右之通難澁之年柄、付村役人初、

頭百姓方精々教諭を加へ、是迫迎も施物致候趣、

候得共、猶更有余之者ハ不足を助け被様可心得候、

一、近來米穀逼迫之上、当年之違作、來年迫御國中

之、食糧乏敷心配之至候就、夫身柄之内他領田

地を扨居、

但德米ハ、此折柄を弁へ、銘々御領分積取候儀、

可有之所、他領之内積出米締有之難、積取分、

聊不捨置早々、可申出候其次第二方、先方役場、

茂懸合可遺候若右之通、

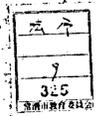
他所方入米、而全御国々潤沢ニ相成候段、寄持格別之、

事付右等之訳言上、可相成候間

奉旨右等之次言上之事成官帳を不殺所々  
平野彦右

右之通御勘定奉行衆被申聞一條村中不洩様  
十月 奥傳藏

前顯御觸書之趣町中不洩様爲申聞此御觸  
書無滞、早々順達可致事  
十月十一日 平野彦右



御後所  
主格御所  
横濱町  
十五町  
身代御所  
月御所  
御所  
市橋町  
右町役中  
御之次等之次言上之事成官帳を不殺所々

積取候石数節々、可申出置候

右之通御勘定奉行衆被申聞一條村中不洩様

可相觸

寅十月

奥傳藏

前顯御觸書之趣町中不洩様爲申聞此御觸  
書無滞、早々順達可致事

十月十一日

平野彦右衛門

橋詰町

高須賀町

権現町

十王町

上砂子町

下砂子町

鍛冶町

市場町

右町役中

猶々順達濟市場町方不捨置早速返却可有之  
事

主上御被<sub>レ</sub>遊候右の御儀ニ付御領分在々今日  
方急度相慎普請鳴物停止諸事隱便<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>仕事  
諸式阿きない物、志とみの内に而う里加以可  
仕事但下志とみ斗於ろし年ずを假可申候  
売物外棚二切出置申間敷事  
附下志とみの代り障子を横<sub>ニ</sub>以多<sub>ク</sub>指置  
候而も不苦候

主上御被<sub>レ</sub>遊候右の御儀ニ付御領分在々今日  
方急度相慎普請鳴物停止諸事隱便<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>仕事  
諸式阿きない物、志とみの内に而う里加以可  
仕事但下志とみ斗於ろし年ずを假可申候  
売物外棚二切出置申間敷事  
附下志とみの代り障子を横<sub>ニ</sub>以多<sub>ク</sub>指置  
候而も不苦候

侍奉

諸式阿きない物、志とみの内に而う里加以可  
仕事但下志とみ斗於ろし年ずを假可申候  
売物外棚二切出置申間敷事  
附下志とみの代り障子を横<sub>ニ</sub>以多<sub>ク</sub>指置  
候而も不苦候

主上御大切之処御養生不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相叶<sub>ニ</sub>旧臘廿九  
日被<sub>レ</sub>遊崩御<sub>ニ</sub>候付同日方普請鳴物停止之旨  
公儀方御觸有<sub>レ</sub>之候此段可<sub>レ</sub>相守<sub>ニ</sub>候左日限之  
義ハ追而可<sub>レ</sub>申談<sub>ニ</sub>候  
正月朔日  
今度

主上崩御被<sub>レ</sub>遊候右の御儀ニ付御領分在々今日  
方急度相慎普請鳴物停止諸事隱便<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>仕事  
諸式阿きない物、志とみの内に而う里加以可  
仕事但下志とみ斗於ろし年ずを假可申候  
売物外棚二切出置申間敷事  
附下志とみの代り障子を横<sub>ニ</sub>以多<sub>ク</sub>指置  
候而も不苦候

油屋からうすき米麥つき候事不苦候

勿論うたなどうた以申間敷事

一、新規之作事ハ不申及古家造作ハ此節

仕間敷事

一、諸事穩便ニ仕子供ニ至述演舞鳴物高聲

仕間敷事

一、海、山、川、殺生仕間敷事

右節おろし商売、諸職人職筋等并□留候儀

今日五日間急度可相慎事

右之通可相心得候物靜日限之儀ハ重而可相觸候

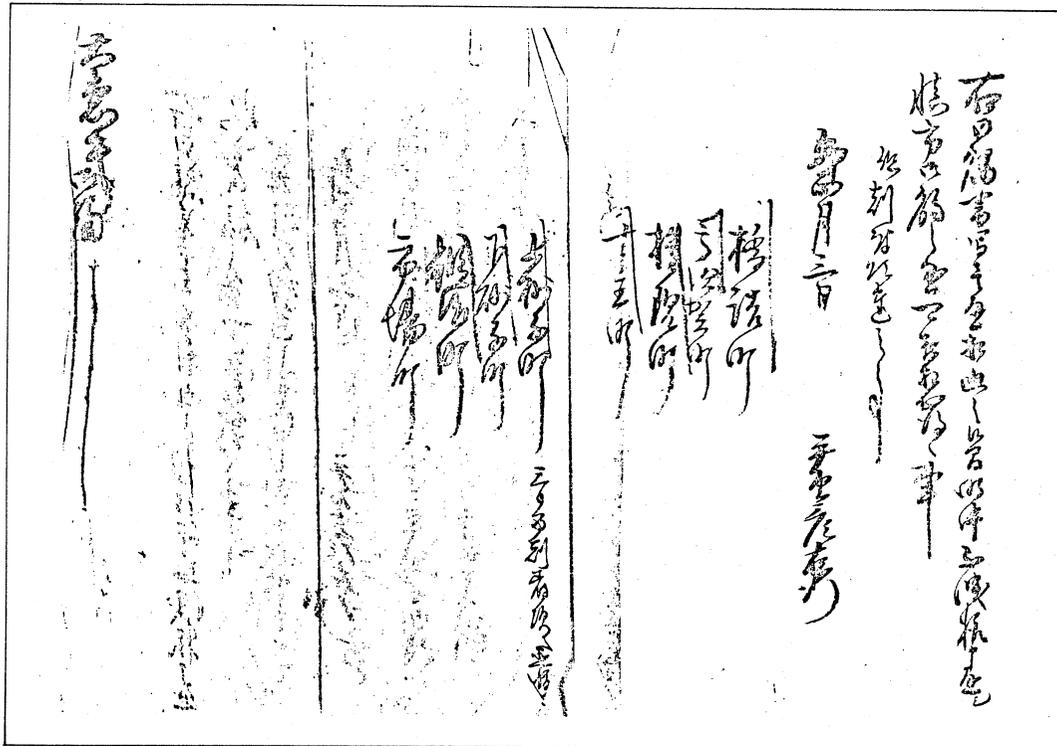
此節之儀候間別而火之元入念昼夜無油断

申付宿中并町並之処ハ夜番廻等繁々相廻り

可申事

村々神事祭礼等此節之儀ハ差扣可申候

卯正月朔日



右御觸書写老通相廻し候間町中不洩様申通シ  
 慎方御觸候通可被相心得候事  
 但刻付順達之事

卯正月三日 平野彦右衛門

橋詰町  
 高須賀町  
 権現町  
 十王町

上砂子町  
 下砂子町  
 鍛冶町  
 市場町

右御觸書写老通相廻し候間町中不洩様申通シ  
 慎方御觸候通可被相心得候事  
 但刻付順達之事

卯正月三日 平野彦右衛門

橋詰町  
 高須賀町  
 権現町  
 十王町  
 上砂子町  
 下砂子町  
 鍛冶町  
 市場町

三日酉刻着次へ直渡

右急ぎ御觸

定

A4-V  
55

一、宿者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假通た里といふ共一夜之宿者勿論少時も休ませ申間舖候村次ニ而送り出可申事

一、鉄砲打候者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假鉄砲打不申候共鉄砲持申ものに候ハ、右之通相改、通之ものた里といふ共在辺に而ハ一夜之宿ハ勿論少時も休ませ不申村次に而送り出可申候事

一、吹矢一切ふかせ申間敷候、若吹候者有之候者不及言分ケ相改早速注進可仕事

一、殺生御免之御札無之者鳥殺生一切仕間舖候若相背もの有之候ハ、相改注進可仕事

一、何鳥ニ而も落鳥ひろい申候者不隠置早速殺生仕候共猥なる様仕間敷事

一、宿者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假通た里といふ共一夜之宿者勿論少時も休ませ申間舖候村次ニ而送り出可申事

一、鉄砲打候者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假鉄砲打不申候共鉄砲持申ものに候ハ、右之通相改、通之ものた里といふ共在辺に而ハ一夜之宿ハ勿論少時も休ませ不申村次に而送り出可申候事

一、吹矢一切ふかせ申間敷候、若吹候者有之候者不及言分ケ相改早速注進可仕事

一、殺生御免之御札無之者鳥殺生一切仕間舖候若相背もの有之候ハ、相改注進可仕事

一、何鳥ニ而も落鳥ひろい申候者不隠置早速殺生仕候共猥なる様仕間敷事

定

- 一、鷹徒可ひ申者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假通た里といふ共一夜之宿者勿論少時も休ませ申間舖候村次ニ而送り出可申事
- 一、鉄砲打候者有之候ハ、何方ニテも見合次第相改百性共出合留置庄屋へ相知らせ急度詮儀仕、早速注進可申候、假鉄砲打不申候共鉄砲持申ものに候ハ、右之通相改、通之ものた里といふ共在辺に而ハ一夜之宿ハ勿論少時も休ませ不申村次に而送り出可申候事
- 一、吹矢一切ふかせ申間敷候、若吹候者有之候者不及言分ケ相改早速注進可仕事
- 一、殺生御免之御札無之者鳥殺生一切仕間舖候若相背もの有之候ハ、相改注進可仕事
- 一、何鳥ニ而も落鳥ひろい申候者不隠置早速殺生仕候共猥なる様仕間敷事

一、志やく見合候ハ、於とし申間敷候、御連上御札取  
 鳥殺生仕節若き志やく掛候ハ、不隱置早速  
 成程念入大事に仕いけ鳥にて早速指上可申事  
 一、鶴、白鳥其外不依何鳥、可王リ之鳥夜二而  
 取申間敷候若於のれと殺生道具掛候ハ、  
 不隱置早速指上可申候御褒美可被下事  
 一、御鳥見たりといふ共合御札不持ものに一夜の宿も  
 借申間敷事  
 此書付之通從先年御法度被仰生候□□  
 弥堅御法度之旨急度相守可申候、若相背者  
 有之候ハ、同村之ものハ勿論他村之ものたりといふ共  
 不隱置早速可申出候同類たりといふ共御褒美  
 可被下候不詮儀仕置御鳥見并御餌指見出候ハ、  
 本人ハ不及申其村之庄屋組頭不念之上小百姓迄  
 可爲越度ニ付其村之内并其村之□□殺生  
 仕儀ハ勿論怪數相見候ハ、庄屋組頭□早速  
 相知らせ申称ニ小百姓共兼而急度可申渡候  
 遺詮儀早速注進可仕候右之品々見のがし  
 仕隱置候者可爲曲事候  
 右之趣書寫所持仕常々堅可相守者也  
 元祿十四年  
 巳四月

元祿十四年  
 巳四月

覚

一、近年鷹鷹多料□□□申付鷹鷹取申儀  
御免成□□隨分取申ころし不申様ニ仕高麗  
十三郎所いけ鳥にて持參相屈候可申御褒美  
可被下候鷹鷹取申ニ付猥成御札不出旨鷹鷹  
之外何鳥にても取申もの有之候ハ、早速可申出候  
急度御褒美可被下候此旨小百姓共ニ堅可申□候  
見のがしニ仕外より相知候ハ、其村之誤若庄屋  
可爲越度事

一、鷹鷹取申儀他村へ不參自分村領之内ニ而取可申  
若他村參鷹鷹数多取指上ゲ可申候ハ、存者  
有之候ハバ高麗十三郎込申達可請指凶事  
一、鷹鷹取申儀御留御用池并御維持殺生□□  
指上ゲ可申候事

一、雉子、鶉、鴨、雲雀、鳩、小鳥御免之御札無之ものハ  
勿論御運上御札取候共一切取申間鋪候事

- 一、近年鷹鷹多料□□□申付鷹鷹取申儀  
御免成□□隨分取申ころし不申様ニ仕高麗  
十三郎所いけ鳥にて持參相屈候可申御褒美  
可被下候鷹鷹取申ニ付猥成御札不出旨鷹鷹  
之外何鳥にても取申もの有之候ハ、早速可申出候  
急度御褒美可被下候此旨小百姓共ニ堅可申□候  
見のがしニ仕外より相知候ハ、其村之誤若庄屋  
可爲越度事
- 一、鷹鷹取申儀他村へ不參自分村領之内ニ而取可申  
若他村參鷹鷹数多取指上ゲ可申候ハ、存者  
有之候ハバ高麗十三郎込申達可請指凶事
- 一、鷹鷹取申儀御留御用池并御維持殺生□□  
指上ゲ可申候事
- 一、雉子、鶉、鴨、雲雀、鳩、小鳥御免之御札無之ものハ  
勿論御運上御札取候共一切取申間鋪候事

一、不依何鳥巢於ろし申儀ハ勿論鳥之子一切  
 とらへ申間鋪候若巢於ろし鳥之子とらへ候者  
 於有之ハ不依何者遺詮儀注進可仕事  
 一、とび、からす之巢ハ隨分於ろし捨可申候巢かけ  
 させ不申様ニ可仕事  
 一、御運上御札取殺生仕候共御札書付之□急度  
 相守殺生可仕候他領之もの組合申間鋪候  
 并酉之諸場之外へ參猥ニ殺生仕間鋪候事  
 一、御餌指殺生仕候所へ見物ニ一切出申間敷候殺生之  
 道具張置候若盜候者急度可被仰付候若  
 紛失候共其田面ひかへ申村として詮儀仕本人  
 可申出候於申出者同類たりといふ共御褒美  
 可被下候若隱置後日ニ相知其田面ひかへ申村之  
 庄屋組頭小百姓共可爲越度事

一、不依何鳥巢於ろし申儀ハ勿論鳥之子一切  
 とらへ申間鋪候若巢於ろし鳥之子とらへ候者  
 於有之ハ不依何者遺詮儀注進可仕事  
 一、とび、からす之巢ハ隨分於ろし捨可申候巢かけ  
 させ不申様ニ可仕事  
 一、御運上御札取殺生仕候共御札書付之□急度  
 相守殺生可仕候他領之もの組合申間鋪候  
 并酉之諸場之外へ參猥ニ殺生仕間鋪候事  
 一、御餌指殺生仕候所へ見物ニ一切出申間敷候殺生之  
 道具張置候若盜候者急度可被仰付候若  
 紛失候共其田面ひかへ申村として詮儀仕本人  
 可申出候於申出者同類たりといふ共御褒美  
 可被下候若隱置後日ニ相知其田面ひかへ申村之  
 庄屋組頭小百姓共可爲越度事

一、御用之御池川ハ勿論御運上ニ而相渡候池川  
 にも常々ハ猶心之儀御運上御札取鳥  
 鷹取懸り候共其群を仕舞御餌指殺生  
 障りニ成不申所ニ而取可申候事  
 一、鷹取申道具之儀ハあけ者ニハ糸仕間敷其外  
 何道具にても取可申事  
 一、鷹取申節ヒ鷹ハ入交居申候ハ、ヒ鷹ヒ鷹ヒ追立  
 からす斗取可申候若おのれとヒ鷹取申道具  
 か、り候ハ、あやまち不仕候様い多し大事ニ  
 仕早速高麗十三郎方へ指上ゲ可申候事  
 右之趣堅不相背鷹斗取可申候其外諸鳥之儀ハ  
 前々ヒ申つけ候通ヒ堅相守様成殺生仕間敷候  
 相背き候ハバ急度ヒ可被候  
 一、鷹取申節鷹ハ入交居申候ハ、鷹取申道具  
 不仕候ハ、あやまち不仕候様い多し大事ニ  
 仕早速高麗十三郎方へ指上ゲ可申候事  
 右之趣堅不相背鷹斗取可申候其外諸鳥之儀ハ  
 前々申つけ候通堅相守様成殺生仕間敷候  
 相背き候ハバ急度可被候

寅七月

寅七月

以上

乃忠孝節之節

157

一、今般朝鮮人婦國御用二付鹿四正  
柏漬二仕差上申候様にと被仰付奉畏候尤  
右之鹿知多郡山に而ハ是迄色々仕候而爲打  
候得共手二入不申候付来朝之節も三州山家二而  
爲打御間ニ合申候付此度も三州山家ニ罷越  
爲打申候筈ニ仕三州岡崎町ニ而鹿商売  
仕者并山家獵師共へ引合志正尅兩尅分ニ  
相極手付金五兩相渡し候然所右之鹿御用  
相止申候ニ付右手付等も捨申候間氣之毒仕候  
仍之奉願上候ハ右之手付并諸事造用等取集  
金子八兩程入申候何とそ右之金子御上方  
被下置候様ニ奉願上候去来朝候節入用金并  
勢子人足代等大分之儀ニ候得共此義ハ  
是尾張御用相勤申候義候得者今度帰国  
入用金之分被下置候様ニ奉願上候恐多ハ  
奉存候得共幾重も御勘弁被成下右之金子  
被下置候者難有仕合ニ可奉存候以上  
七月三日 知多郡西浦五十八ヶ村  
惣代大野村庄屋  
郡御奉行所 平野彦右衛門

郡御奉行所

平野彦右衛門

覚

源敬公様御代方因寛院様迄私先祖

御目見仕来申候私親代迄

因寛院様御代方因寛院様迄私先祖

干御孫様入折仕差上申候御目見仕

御目見仕来申候御目見仕

御目見仕来申候御目見仕

御目見仕来申候御目見仕

御目見仕来申候御目見仕

享保貳年西三月

知多郡大野村  
御宿 彦右工門

源敬公様御代

平野氏  
66

覚

源敬公様御代方因寛院様迄私先祖

御目見仕来申候私親代迄

因寛院様江御年礼御城江罷出申候御上納

干御孫様入折仕差上申候知多御順見之

御節爲御吉例御代々様御一宿被爲

其節も親私共々御目見仕白銀五枚頂戴仕候

御上国之御節ハ御道筋江罷出被成申候此

私儀不相替御目見仕様ニ奉願上候以上

享保貳年西三月 知多郡大野村

郡御奉行所

添書證文之事

去卯十月拜借仕候

御屋敷御軍用金千両也限月<sub>二</sub>至元利

返上仕候処猶又此度前頭金高拜借奉願上

御聞濟被成下置候就<sub>御者</sub>右金子拜借中<sub>ハ</sub>

去冬差上候本證文何<sub>ハ</sub>年<sub>二</sub>前<sub>ハ</sub>御用奉願

上候左加判<sub>之</sub>者急度御引請申上候間返上<sub>之</sub>

節<sub>ハ</sub>正金を以無相違上納可仕候爲其添

證文仍而如件

信用<sub>之</sub>

平野彦右衛門



日比

比弥兵衛



御勝手方

吉田五郎右衛門



成瀬竹之助様

御借手方



添書證文之事  
去卯十一月拜借仕候  
御屋敷御軍用金千両也限月<sub>二</sub>至元利  
返上仕候処猶又此度前頭金高拜借奉願上  
御聞濟被成下置候就<sub>御者</sub>右金子拜借中<sub>ハ</sub>  
去冬差上候本證文何<sub>ハ</sub>年<sub>二</sub>前<sub>ハ</sub>御用奉願  
上候左加判<sub>之</sub>者急度御引請申上候間返上<sub>之</sub>  
節<sub>ハ</sub>正金を以無相違上納可仕候爲其添  
證文仍而如件

明治元年辰十一月 借主

平野彦右衛門



引請人

日比弥兵衛



同断

吉田五郎右衛門



成瀬竹之助様

御勝手方

拜借仕金子之事

正令

但利足之儀年  
志割式分之書

右之通

濟屋舖御軍用金私要用ニ付拜借仕候処  
實正ニ御座候爲引當親類吉田林左衛門扣  
地所別帳之通差入申候返上之儀、來已十  
一月廿日限元利共急度返納可仕候其内差  
掛御入用之節、御沙汰次第元利共速ニ返  
上可仕候右、御太切之御金筋ニ付如何様之  
御触等有之候共不抱其儀、急度返上可仕  
候万一違変等出来候、加判之者、地所  
引請金子を以限月必上納可取斗候爲後日  
證文差上申処如件



但本文金子限月切元利返上仕猶又拜借  
奉願上御聞濟被成下置候、此證文何  
年ニ而茂御用奉願上候

知多郡大野村

借主 平野彦右衛門



明治元年辰十二月

親類地主引請



吉田林左衛門

拜借仕金子之事

正金千両也

但利足之儀年  
志割式分之書

右之通

御屋舖御軍用金私要用ニ付拜借仕候処  
實正ニ御座候爲引當親類吉田林左衛門扣  
地所別帳之通差入申候返上之儀、來已十  
一月廿日限元利共急度返納可仕候其内差  
掛御入用之節、御沙汰次第元利共速ニ返  
上可仕候右、御太切之御金筋ニ付如何様之  
御触等有之候共不抱其儀、急度返上可仕  
候万一違変等出来候、加判之者、地所  
引請金子を以限月必上納可取斗候爲後日  
證文差上申処如件

但本文金子限月切元利返上仕猶又拜借

奉願上御聞濟被成下置候、此證文何

年ニ而茂御用奉願上候

知多郡大野村

借主 平野彦右衛門

明治元年辰十二月

親類地主引請

吉田林左衛門

成瀬竹之助様

御勝手方

同郡西端村  
日比弥兵衛  
同郡馬場村  
同郡加判  
吉田五郎右衛門  
同郡大野村  
同郡加判  
平野助三郎

前書之通相違無御座候若違有之加判之  
者<sup>二</sup>而<sup>一</sup>不行届次第出来候節、地所<sup>私共引請</sup>  
金子を以無遲滞上納可取斗候且私共交代  
仕候節、後役<sup>者</sup>申継聊不都合之儀無  
之様爲取斗可申候依奥印仕候以上

右村庄屋代組頭

三郎兵衛

口組頭

作兵衛

前山村庄屋

幸左衛門

同村組頭

休左衛門

旧前山村より帳簿調査  
明治六年四月消印

成瀬竹之助様

御勝手方

同郡西端村  
日比弥兵衛  
同郡馬場村  
同郡加判  
吉田五郎右衛門  
同郡大野村  
同郡加判  
平野助三郎

前書之通相違無御座候若違有之加判之  
者<sup>二</sup>而<sup>一</sup>不行届次第出来候節、地所<sup>私共引請</sup>  
金子を以無遲滞上納可取斗候且私共交代  
仕候節、後役<sup>者</sup>申継聊不都合之儀無  
之様爲取斗可申候依奥印仕候以上

右村庄屋代組頭

三郎兵衛

同組頭

作兵衛

前山村庄屋

幸左衛門

同村組頭

休左衛門

旧前山村より帳簿調査  
明治六年四月消印

津儀 金千両之事

金千両也

但利足之儀年  
壹割貳分之苦

右之通

津屋舖御軍用金私費用ニ付拜借仕候處  
實正ニ御座候爲引當親類吉田林左衛門扣地所  
別帳之通差入申候返上之儀、來辰十一月廿日限  
元利共急度返納可仕候其内差掛御入用之節、  
御沙汰次第元利共速ニ返上可仕候右者  
御太切ニ御金筋ニ付如何様之御触等有之候共  
不抱其儀ニ急度返上可仕候万一違變等出来候  
加判之者、地所引請金子を以限月ニ必上納  
可取斗候爲後日證文差上申処如件

慶應三年卯二月

知多郡大野村

借主 平野彦右衛門



親類地主引請

吉田林左衛門



拜借仕金子之事  
但利足之儀年  
金千両也  
壹割貳分之苦  
右之通  
御屋舖御軍用金私費用ニ付拜借仕候處  
實正ニ御座候爲引當親類吉田林左衛門扣地所  
別帳之通差入申候返上之儀、來辰十一月廿日限  
元利共急度返納可仕候其内差掛御入用之節、  
御沙汰次第元利共速ニ返上可仕候右者  
御太切ニ御金筋ニ付如何様之御触等有之候共  
不抱其儀ニ急度返上可仕候万一違變等出来候  
加判之者、地所引請金子を以限月ニ必上納  
可取斗候爲後日證文差上申処如件  
慶應三年卯十二月  
知多郡大野村  
借主 平野彦右衛門  
親類地主引請  
吉田林左衛門

同加判 平野助三郎

同郡西端村 日比弥兵衛

# 成瀬竹之助様

御勝手方

前書之通申渡 無御座候若違 交有之加判者 三  
不行届次第出来候節 地所私共引請  
金子を以無遅滞上納可取斗候 且私共交代仕  
候節 後役之者申 繼聊不都合之儀無之様  
爲取斗可申候 依與印仕候以上

右村庄屋代 三郎兵衛  
組頭 三郎兵衛  
同組頭 佐兵衛  
同郡前山村庄屋 幸左衛門  
同組頭 佐右衛門

## 成瀬竹之助様

御勝手方

同加判 平野助三郎  
同郡西端村 日比弥兵衛  
同断

前書之通相違無御座候若違 交有之加判者 三  
不行届次第出来候節 地所私共引請  
金子を以無遅滞上納可取斗候 且私共交代仕  
候節 後役之者申 繼聊不都合之儀無之様  
爲取斗可申候 依與印仕候以上

右村庄屋代  
組頭 三郎兵衛  
同組頭 佐兵衛  
同郡前山村庄屋 幸左衛門  
同組頭 佐右衛門

大野村御物成目録

一、米百三拾四石三斗六升三合 大野本田新田共

米四石三升壹合 口米

二、口合百三拾八石三斗九升四合

内拂方

一、米百三拾五石四斗八升貳合 金<sub>二</sub>面上<sub>九</sub>七合物不取

此金四拾八両壹分<sub>二</sub>錢七百六拾壹文

一、米貳石九斗壹升貳合 万<sub>二</sub>当物代米

拂<sub>二</sub>百三拾八石三斗九升四合

外<sub>二</sub>

一、米貳石九斗壹升貳合 石<sub>二</sub>七合米

此代錢四拾文 但壹兩<sub>二</sub>貳石七斗值段

右之分立合勘定相極候若相違之

儀候者金而指引致本手形<sub>二</sub>取替可者也

正保三年戊極月十九日 平野善左工門

大野村

庄屋百姓中

戌之年免定

一、高三百貳拾六石壹斗五合 大野村

此田係公方所定 屋敷方

取百六石七斗七升四合 高付四ツ取

五拾九石壹斗七升壹合 地方

取拾七石壹斗四升六合 高貳ツ八分九厘七毛余

一、高拾九石七斗貳升八合 同所新田

取七石三斗 高付三ツ七分取

一、高拾三石六斗六升三合 同所新田

取三石壹斗四升三合 高付貳ツ三分取

取米合百三拾四石三斗六升三合

右之分相極候間庄屋百姓立合以來

申分奈記やうに無高下致割符

霜月中可令皆納者也

正保三年霜月八日 山口八郎衛門

取田才兵衛



戌之年免定

一、高三百貳拾六石壹斗五合 大野村

内

貳百六拾六石九斗三升四合 屋敷方

取百六石七斗七升四合 高付四ツ取

五拾九石壹斗七升壹合 地方

取拾七石壹斗四升六合 高貳ツ八分九厘七毛余

一、高拾九石七斗貳升八合 同所新田

取七石三斗 高付三ツ七分取

一、高拾三石六斗六升三合 同所新田

取三石壹斗四升三合 高付貳ツ三分取

取米合百三拾四石三斗六升三合

右之分相極候間庄屋百姓立合以來

申分奈記やうに無高下致割符

霜月中可令皆納者也

正保三年霜月八日 山口八郎衛門

取田才兵衛

大野村庄や百姓中

皇年御物成勘定目録

568

米百石 米百石 米百石

米百石 米百石 米百石

米百石 米百石 米百石

内拂方

米百石

大野村 庄屋 中

十二月廿一日

慶安元年子之

本多与左

大野村 庄屋

百姓 中

子之年御物成勘定目録

取米百四拾八石三斗三升貳合

米四石四斗五升

取米合百五拾貳石七斗八升貳合

内拂方

米四斗九升

米壹石七升五合五勺

米三升三合

米壹升三合貳勺

米壹升六合貳勺

米四升八合六勺

米八合五尺

米壹升三合貳勺

米貳斗壹升三合

米四升三合貳勺

米四拾九石四斗五升

米六拾石七斗五升

米四拾石六斗貳升七合六勺

小判拾八両、銀三匁七分四厘

但貳石貳斗五升替兩替六拾五匁八分

拂百五拾貳石七斗八升貳合

米壹升三合七勺 此銀四分、納 米納七合物

右当子之年御物成之内如此度々、請

取相濟申者也依而如件

餅米二而入

大豆壹石四斗三升四合 但七合五勺かへ

小豆四升四合 但七合五勺替

麥貳升貳合 但六合替

稗五升四合 但三合替

小麥八升壹合 但六合かへ

大麥壹升七合 但五合かへ

粟貳升貳合 但六合かへ

油荏貳斗七升七合但五斗入 石四升きめ

こま五升 但五斗入石、四升きめ九合かへ

小判貳拾七両、但貳石貳斗五升替

757

子之御免定

一、高三百貳拾六石壹斗五合

大野村

一、高二百一拾石七斗九升壹合

高二四ツ内 四ツ貳分壹厘貳毛

一、高一拾石七斗九升壹合

同所新田貳ヶ所

取米拾石七斗

高二三ツ貳分四毛余

取米三石六合

高拾三石六斗六升三合

取米七石七斗貳升八合

午之年新田

取米七石六斗九升四合

高二三ツ九分

一、米七石壹斗九升

高二貳分通萬当物代米

取米合百四拾八石三斗三升貳合

右当子之年御免相如此相究候間庄屋百姓立合

依怙蟲眞無高下以来申分な記やうに命

割符来ル霜月廿日以前ニ急度皆済可仕者也

慶安元年十一月四日

本多与左衛門

大野村 庄屋

百姓中

子之年御免定

知多郡

一、高三百貳拾六石壹斗五合

大野村

取米百三拾石四斗四升貳合

高二四ツ内

四ツ貳分壹厘貳毛

屋敷

一、高三拾三石三斗九升壹合

三ツ壹分七毛余

地方

取米拾石七斗

内

高二三ツ貳分四毛余

高拾三石六斗六升三合

新田

取米三石六合

高二貳ツ貳分

高拾九石七斗貳升八合

午之年新田

取米七石六斗九升四合

高二三ツ九分

一、米七石壹斗九升

高二貳分通萬当物代米

取米合百四拾八石三斗三升貳合

右当子之年御免相如此相究候間庄屋百姓立合

依怙蟲眞無高下以来申分な記やうに命

割符来ル霜月廿日以前ニ急度皆済可仕者也

慶安元年十一月四日

本多与左衛門

大野村 庄屋

百姓中



寅之年御免定

大野村

一、高三百貳拾六石壹斗五合

取米百三拾石四斗四升貳合

一、高三拾三石三斗九升壹合

取米九石九斗七升

一、高三拾三石六斗六升三合

取米貳石四斗七升三合

一、高三拾九石七斗二升八合

取米七石四斗九升七合

一、米七石壹斗九升

右当寅之年御免相如此相究候間庄屋百姓立合以來申分無之様依怙備員無高下令

割符来ル霜月廿日以前急度可令皆納者也

慶安三年 寅

壬十月廿八日

本多與左衛門  
大野村 庄屋百姓中

大野村

庄屋百姓中

寅之年御免定

知多郡

一、高三百貳拾六石壹斗五合

取米百三拾石四斗四升貳合

屋敷方免四ツ貳分壹厘  
地方 免三ツ壹分七厘

一、高三拾三石三斗九升壹合

取米九石九斗七升

同所新田貳ヶ所

取米九石九斗七升

同所新田

取米七石四斗九升七合

取米七石壹斗九升

取米百四拾七石六斗貳合

同所新田

取米貳石四斗七升三合

取米九石七斗二升八合

同所新田

取米七石四斗九升七合

取米七石壹斗九升

取米百四拾七石六斗貳合

同所新田

取米貳石四斗七升三合

取米九石七斗二升八合

同所新田

取米七石四斗九升七合

取米七石壹斗九升

取米百四拾七石六斗貳合

同所新田

常滑市民俗資料館  
研究紀要Ⅲ

昭和六十三年三月三十一日

編集 常滑市民俗資料館  
常滑市瀬木町四丁目三三電話△五九△四五五〇

発行 常滑市教育委員会  
印刷 有限会社印刷の興起社

